

■■■ 東広島市 長期優良住宅の認定制度について ■■■

1. 概要

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成21年6月4日施行）に基づき、一定の基準を満たす住宅を長期優良住宅として認定します。

認定基準の概要や申請に必要な書類については、以下のとおりです。

2. 認定基準の概要

- 申請住宅の構造及び設備が長期使用構造等であること。
- 申請住宅の規模が一戸建て住宅の場合は床面積の合計75㎡以上、共同住宅等の場合、床面積の合計40㎡以上（共用部分の床面積除く。）であること。（ただし、住戸の少なくとも1つの階の床面積が40㎡以上であること。）
- 申請住宅が地区計画等の区域内にある場合、地区整備計画に定める建築物等に関する事項について適合すること。
- 申請住宅が次に掲げる区域外に建築するものであること。
 - ・都市計画施設（道路・公園等）の区域
 - ・土地区画整理事業の区域（事業で除却することを要しない住宅は除く。）
 - ・地すべり防止区域
 - ・急傾斜地崩壊危険区域
 - ・土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）
 - ・災害危険区域（広島県建築基準法施行条例第3条）

3. 長期優良住宅認定申請等に必要な書類

以下の書類を **正・副 2部** を提出してください。

① 認定申請（法第5条第1項関係）

※ 登録住宅性能評価機関による長期使用構造等であることの確認を受ける場合

- ・認定申請書（第一面、第二面、第三面（共同住宅等の場合）、第四面）
- ・維持保全計画書（申請者名又は物件名を記載したもの）
- ・委任状（申請者本人以外が手続きを行う場合）（任意様式）
- ・地区計画の届出受理書の写し（申請住宅が地区計画区域内にある場合）
- ・登録住宅性能評価機関が交付する長期使用構造等に適合していることの**確認書**又は長期使用構造等への適合確認の結果が記載された**住宅性能評価書**（写しでも可）
- ・確認済証の写し（建築確認不要の物件は建築工事届（写）（受付印のあるもの））
- ・付近見取図
- ・配置図
- ・各階平面図
- ・用途別床面積表
- ・床面積求積図
- ・二面以上の立面図
- ・断面図又は矩計図

登録住宅性能評価機関の押印があるもの（写し可）

※ 事前審査を受けない場合 別途住宅課に確認してください。

② 変更認定申請（軽微な変更除く）（法第8条第1項関係）

- ・ 変更認定申請書（計画の変更）
- ・ 委任状（申請者本人以外が手続きを行う場合）
- ・ 登録住宅性能評価機関が交付する長期使用構造等に適合していることの確認書
又は長期使用構造等への適合確認の結果が記載された住宅性能評価書（写しでも可）
- ・ 確認済証の写し（建築確認上、軽微変更の場合は、軽微変更説明書等の写し）
- ・ 認定申請に必要な書類で変更内容に関わるもの

③ 譲受人の決定（法第9条第1項関係）

- ・ 変更認定申請書（譲受人の決定）（第一面、第二面）
- ・ 委任状（申請者本人以外が手続きを行う場合）
- ・ 維持保全計画書（譲受人の氏名に書き換えたもの）

④ 地位の継承（法第10条第1項関係）

- ・ 承継申請書
- ・ 当初の認定申請書の第四面の写し
- ・ 維持保全計画書（継承人の氏名に書き換えたもの）
- ・ 変更内容を確認するための書類（売買契約書など）

⑤ 工事完了報告

- ・ 工事完了報告書
- ・ 検査済証の写し

⑥ 軽微な変更届

- ・ 軽微変更届
- ・ 認定申請に必要な書類で変更内容に関わるもの

⑦ 廃止届

- ・ 長期優良住宅建築等廃止届
- ・ 委任状（申請者本人以外が手続きを行う場合）
- ・ 認定通知書
- ・ 認定申請書の副本一式

⑧ 取下書

- ・ 取下書
- ・ 委任状（申請者本人以外が手続きを行う場合）

4. 認定申請等手数料

		新築の場合	増・改築・既存の場合
		確認書等 有	確認書等 有
戸建て住宅		13,000 円	19,000 円
共同住宅等	500 m ² 以下	24,000 円	35,000 円
	500 m ² 超～1,000 m ² 以下	39,000 円	59,000 円
	1,000 m ² 超～3,000 m ² 以下	65,000 円	98,000 円
	3,000 m ² 超～5,000 m ² 以下	105,000 円	157,000 円
	5,000 m ² 超～10,000 m ² 以下	160,000 円	240,000 円
	10,000 m ² 超～20,000 m ² 以下	272,000 円	408,000 円
	20,000 m ² 超～30,000 m ² 以下	344,000 円	516,000 円
	30,000 m ² 超～	391,000 円	586,000 円

※ 変更申請手数料は認定申請手数料の 1 / 2 の額です。

(法第 8 条第 1 項に基づく変更申請のうち、予定時期の変更に係るもの 及び
法第 9 条第 1 項に基づく変更申請については手数料がかかりません。)

5. 申請窓口

・東広島市 建設部 住宅課 計画調整係 (市役所本庁 6階)
〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号
TEL : 082-420-0946
FAX : 082-422-5010
メール : hgh200946@city.higashihiroshima.lg.jp